



— 日本共産党品川区議会議員

週刊 みやざき克俊 ニュース

2010年5月23日 No.708

事務所：品川区豊町6-2-1 Tel.3786-6674



共産党 品川

検索

「解同」が 区施設を 独占使用

「えせ同和排除」ならやめさせよ!



総務部分室は「月見橋の家」と一緒にの建物です。

品川区は総務部分室人権啓発課の同和相談室(南大井5丁目)を部落解放同盟(「解同」)品川支部に事務所として独占使用させています。ところが、総務部分室の玄関に「えせ同和行為を排除しよう」の看板が。それなら「解同」の使用をやめさせるべきです。

品川区役所の総務部分室・人権啓発課(同和相談室)は、「解同」品川支部が事務所として独占使用しています。1978年に旧大井第1出張所の利用について品川区が「解同」の事務所として使用させることを計画。これに対して地元町会や住民が反発、区は住民との間で①会議室は一般開放し、いかなる団体にも独占使用させない。②すべての同和関連事業を分室に集中しない—という確認協定を結びました。ところが、その後「解同」が事務所として使用。区も「解同」の使用を認めてきました。さらにトンデモナイことに総務部分室は区が区議会議員ですら入室を拒否、調査さえできない状況にあるのです。

「解同」は
暴力集団

「橋のない川」上映を 妨害し中止させた

部落解放同盟（「解同」）の問題で忘れてはならないのが「解同」品川支部らによる、部落差別撤廃を訴えた映画「橋のない川」上映妨害事件です。裁判でも暴力集団と認定された「解同」との関係を、品川区は断つべきです。

1988年、「五反田良い映画を観る会」が五反田文化センターで映画「橋のない川」（今井正監督）の上映会を計画しました。この映画を差別映画と決めつけて上映を妨害、中止させたのが「解同」品川支部を中心とした「阻止実行委員会」でした。

阻止実行委員会と「解同」品川支部が五反田文化センター館長宛に出した「要請書」は、「万一、このまま会場使用が許され、上映が強行されるのであれば…：不本意ながら、実力をもってでも阻止行動を起こさざるを得ませ

ん。しかしそのような事は、他のセンター利用者や周辺住民に多大な迷惑をかける事になります」と脅迫したのです。憲法21条は「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する」と謳っているのに、憲法を守るべき品川区が

「解同」に迎合して映画上映の会場使用を取り消したのです。この問題は裁判になりましたが、東京地裁判決は「本件取り消し処分により、申立人は表現の自由という重要な基本的人権の行使を阻害されていることは

部落解放口実に利権あさり



「解同」は、部落解放を口実に利権をあさる集団。06年、「解同」幹部の奈良市職員が5年間で8日しか出勤していないのに給与のほぼ満額2,475万円を受け取っていた問題が大きなニュースになりました。

部落解放同盟は、戦前の水平社の流れをくむ運動でしたが、1970年代に「部落民以外すべて差別者」との理論が持ち込まれて変質。「糾弾会」と称した暴力で脅し、同和事業の「窓口一本化」を自治体に押し付けて同和事業を独占支配してきました。「解同」は、同和特別法が失効した今も「人権施策」と称して同和事業の特別扱いを求めています。

品川区は区内に同和地区がないのに「解同」品川支部の幹部を同和相談員に委嘱。毎年320万円超の人件費と、同和事業、同和教育などに多額の税金を支出しています。

私（みやざき）は議会で、品川区の不公正な同和行政を再三取り上げ、「解同」品川支部の総務部分室独占使用をやめさせること。同和相談は区民相談で受けるなど、同和事業は終了させ一般事業に移行することを求めています。

困り
おのときは
お気軽に
ご相談ください
みやざき克俊事務所
TEL 3786-6674
法律相談は毎月開催



明らかであり、その原因が阻止実行委等の実力行使にあることも明白である」と、「解同」が基本的人権を蹂躪する暴力集団であることを認定しました。

このような歴史をみれば、品川区が「えせ同和排除」というの

なら、真つ先にやるべきは総務部分室の独占使用など「解同」との関係を断つことです。